

日塗工正会員各位

**重要なお知らせ 経済産業省要請の調査にご協力ください**

2022年8月4日  
(一社) 日本塗料工業会

「残留性有機汚染物質に関するストックホルム条約 (POPs条約)」の対象物質に追加されると、日本では化審法の第一種特定化学物質に指定され、製造・使用が禁止されます。

現在、中鎖塩素化パラフィン(MCCP) (用途: 難燃性樹脂原料等) 及び、長鎖ペルフルオロカルボン酸とその塩及び関連物質 (長鎖PFCA) (用途: フッ素ポリマー加工助剤、界面活性剤等) について、POPs条約の対象物質とするかどうか検討が行われており、2022年9月に開催される第18回POPs検討委員会での「危険性に関する詳細検討」を経て、第19回POPs検討委員会以降に、「リスク管理の評価の検討」が実施されます。「リスク管理の評価の検討」に当たっては、MCCP、PFCAの使用用途ごとに規制の適用除外を認めるかどうかについても検討が行われます。そのため、これらの物質がどのような分野・用途で部品・製品に含有されているか、代替技術はあるのか、代替にかかるコストはどのくらいか等の調査について、経済産業省から要請がございました。経済産業省では、各業界からのこれら調査結果を基にPOPs条約事務局に情報提供を行います。

**【調査対象化学物質】**

○MCCP: 中鎖塩素化パラフィン (炭素数14~17で塩素化率45重量%以上のもの)

CAS番号: 85535-85-9 (塩素化率、塩素数を問わない)

○長鎖PFCA: 長鎖ペルフルオロカルボン酸 (炭素数9~21のもの) とその塩及び関連物質

CAS番号: 調査票内のシート「添付資料」のとおり (多数あり)

調査票は日塗工HPにございますので、下記のURLからダウンロードし、記入した後に日塗工製品安全部 (ghs@toryo.or.jp) へeメールにて送付をお願い致します。MCCP及びPFCAを使用されていない場合は、送付は不要です。

**○日塗工各種調査用紙ダウンロードサイト**

<https://www.toryo.or.jp/jp/data/survey2022.html>

本FAXを受信された方は、お手数をおかけいたしますが、自社の化学物質管理担当部門へ本情報を確実に伝達いただきます様、宜しくお願い致します。

以上、宜しくお願い申し上げます。